

雑司ヶ谷霊園再生のあり方について
答申

令和3年3月25日

東京都公園審議会

雑司ヶ谷霊園再生のあり方 答申にあたって

東京都公園審議会（以下「本審議会」という。）は、令和2年6月30日に東京都知事から「雑司ヶ谷霊園再生のあり方」について諮問を受けました。

本審議会からの「区部霊園の管理について」答申（平成14年12月）に基づき、現在、都においては、リーディングプロジェクトである青山霊園では「歴史の森、時の流れが積み重なる空間」を、続いて谷中霊園では「寺町の風情と緑陰に包まれ、まちの歴史を育む空間」、染井霊園では「桜を育み、江戸からの歴史を未来に繋ぐ空間」を再生のテーマとして、それぞれ再生事業が進められています。これらに続き、今回は、雑司ヶ谷霊園（以下、「本霊園」という。）について、その再生のあり方について諮問があったところです。

本霊園の周辺には、江戸時代から続く鬼子母神堂等の寺社や旧宣教師館、大門ヶヤキ並木など、貴重な歴史資源や自然資源が残されています。また、本霊園は御鷹部屋跡地に立地する等の土地の歴史を有し、数多くの巨木や地域と連携し育成している生垣等により良好な景観が形成されています。

このため、区部霊園の基本的な考え方である『霊園』と『公園』の共存を図るとともに、地域特性を生かした本霊園らしい再生のあり方が求められましたので、諮問内容について、より専門的な見地から検討を深めるため、本審議会に「霊園専門部会」を設置し、審議を進めることとしました。

審議にあたっては、本霊園の現状と再生に向けた課題や資源、地域特性を踏まえ、霊園としての機能、公園としての機能の観点から整理を行い、これからの本霊園のあるべき姿について検討を行いました。

この答申は、本霊園の再生のあり方として、「地域と連携し土地の歴史や豊かな緑を未来に継承する」を再生テーマとし、歴史や文化を伝え、地域の貴重な緑を育み、故人を偲ぶ静謐な空間として再生していくことを提言するものであります。

本審議会は、この答申を基にして、雑司ヶ谷霊園の再生がより具体的に推進されていくことを強く期待します。

令和3年3月25日

東京都公園審議会
会長 高梨 雅明

「雑司ヶ谷霊園再生のあり方について」答申 目次

第1	基本的な考え方	1
第2	現況	2
1	概要	2
2	雑司ヶ谷地域のまちづくり	4
3	歴史資源の現況	6
4	自然資源の現況	11
5	施設等の現況	16
第3	再生のテーマ・方針	22
1	再生のテーマ	22
2	再生方針	22
第4	再生に向けた取組	23
1	再生方針の実現に向けた取組	23
2	再生概念図	25
第5	再生の手法	26
1	霊園としての機能	26
2	公園としての機能	31
第6	再生の進め方	34
	○ 用語解説	35
	○ 資料出典一覧	38
	○ 名簿	39
	○ これまでの審議日程	40

第1 基本的な考え方

東京都23区内にある青山霊園、谷中霊園、雑司ヶ谷霊園、染井霊園の4霊園（以下「区部霊園」という。）について、都は将来的に公園緑地とすることを目指して、昭和30年代半ばから、無縁墳墓整理や使用墓所の返還によって生じた空き墓所の新規貸付を停止してきた。

その後、昭和63年の「東京都霊園問題調査会」の提言並びに平成9年の「東京都霊園管理問題等検討委員会」答申において、新規貸付停止の継続や当面の整備方針が示されてきたが、40年あまりを経た当時において、返還等によって生じた空き墓所数は1割程度にとどまり、区部霊園を全面的に公園緑地とすることは現状との乖離が大きく、再検討の必要性に迫られた。

このため、平成14年12月、東京都公園審議会は、都知事より諮問された「区部霊園の管理について」において、区部霊園の将来像への提言として「区部霊園が開設以来130年の歴史の中で育んできた自然資源や歴史的な人文資源は都民の共有の貴重な財産である。都は、そうした財産を良好に保全しながら、さらに40年間で得られた空地进行を効果的に活用し、霊園利用者だけでなく広く都民が利用できるよう、『霊園』と『公園』が共存し、相乗的に機能を発揮する空間として再生すべきである。」との答申を行った。あわせて、青山霊園をリーディングプロジェクトとして再生に取り組むこととした。

さらに、平成17年5月には「谷中霊園再生のあり方について」、続いて平成24年6月には「染井霊園再生のあり方について」の答申を行い、再生への取組が進められている。

これら答申における区部霊園再生の考え方は、霊園本来の機能である故人を偲ぶ静謐な空間としての機能を保持したうえで、地域ごとの特性を反映しながら、霊園のもつ歴史資源を介して歴史に触れることのできる場や、自然資源を活かした安らぎと潤いの場として再生するとともに、霊園は都市部の貴重なオープンスペースであることから、災害時の避難場所としての機能の向上など、多様な機能の共存を求めるものである。

このように区部霊園の再生は、地域づくり、東京のまちづくりとも関連し、魅力的な都市東京の創造に大きく寄与する取組である。このため、今後とも区部霊園の再生を積極的に進めていく意義は極めて大きいと考えられる。雑司ヶ谷霊園再生のあり方の検討にあっては、このような考え方に基づき進めることとした。

また、墓所に対する都民の意識は、家族構成やライフスタイルの変化など社会状況にあわせて多様化し続けていることから、今後、都立霊園における墓所の供給のあり方についての検討も必要であろう。

第2 現況

1 概要

雑司ヶ谷霊園は、豊島区の南部、池袋駅の南東の住宅地内に位置する。

本霊園は、江戸時代に鷹の飼育・訓練を行う場であった御鷹部屋跡地を活用し、明治7年に東京府が雑司ヶ谷墓地として開設した。その後、周辺の農地等の取得を進めて現在の範囲となり、昭和13年には、ロッカー形式の短期収蔵施設、一時収蔵施設、簡易な法事が可能な式場が設置された崇祖堂を開設した。

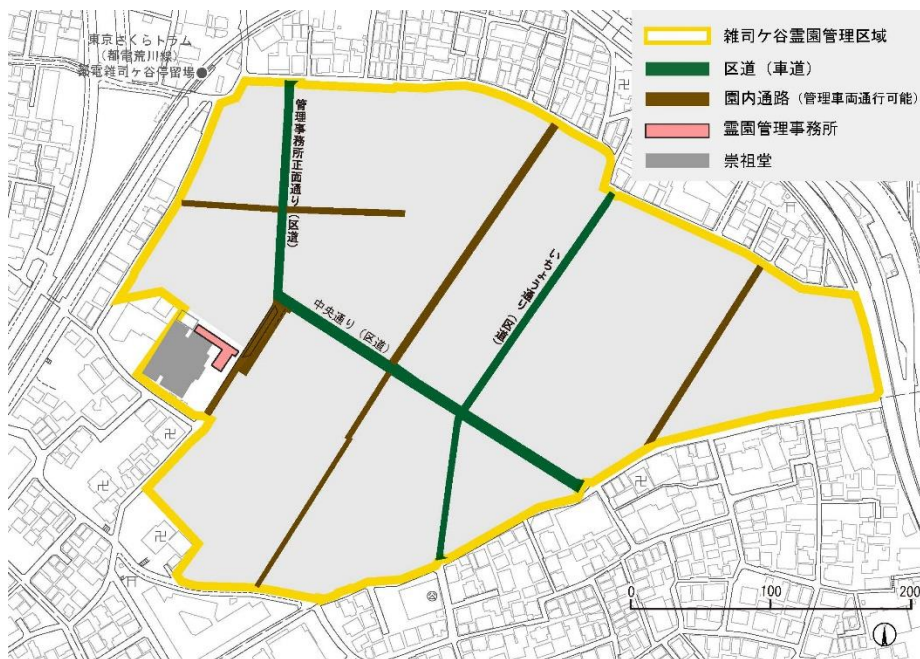
現在の総面積は約10.6haであり、およそ半分が墓所としての区域である。昭和37年以降、将来の公園化を目指して、空き墓所の貸付を停止している。

所在地		東京都豊島区南池袋四丁目地内ほか
沿革	霊園以前の状況	鷹の飼育・訓練の場である御鷹部屋の跡地 農地等
	明治7年9月	雑司ヶ谷墓地の開設
	明治9年5月22日	東京会議所から東京府への移管
	明治22年	東京市への移管
	明治22年5月20日	墓園の都市計画決定(当初)
	昭和13年	崇祖堂設置
	昭和37年6月	墓所の貸付停止
	昭和59年7月16日	墓園の都市計画決定(最終)
	平成14年12月	公園審議会答申「区部霊園の管理について」
面積等	総面積 : 106,110 m ² 墓所面積 : 58,793 m ² 墓所可能数 : 10,016 箇所	
空き墓所の状況	面積 : 8,953 m ² 墓所数 : 1,892 箇所	

(面積等・空き墓所の状況は令和2年11月現在)



図表1 雑司ヶ谷霊園位置図



図表2 雑司ヶ谷霊園平面図

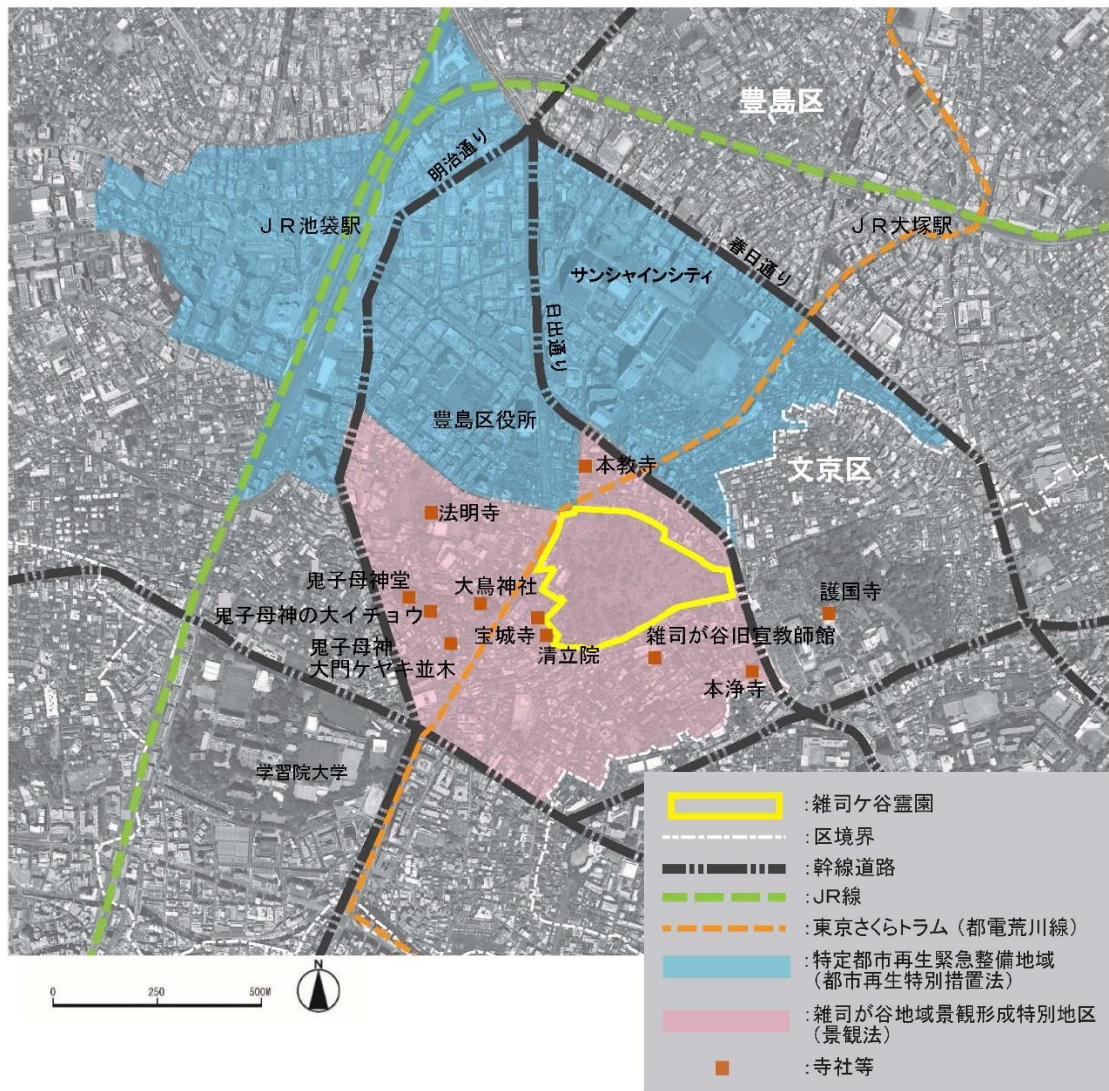
2 雑司が谷地域のまちづくり

豊島区では、都市づくりの総合的な指針「豊島区都市づくりビジョン」（平成 27 年）において、基本理念として“次世代が誇れる文化と魅力を備えた都市の創造”を掲げている。雑司が谷地域については「鬼子母神や雑司ヶ谷霊園などの歴史と文化、みどりに包まれた閑静な環境を生かしながら、災害に強い安全・安心なまちをめざす」としている。

豊島区都市づくりビジョン 地域まちづくり方針 雑司が谷地域 抜粋	
地域像	江戸時代から続く歴史と文化に包まれたまち
まちづくりの主な視点	
○個性ある歴史と文化を生かしたまちづくり 鬼子母神や法明寺、雑司が谷旧宣教師館、雑司ヶ谷霊園、旧鎌倉街道などの歴史と文化を生かしたまちづくりが必要である。	
○みどり豊かで落ち着いた雰囲気を感じられるまちづくり 雑司ヶ谷霊園や鬼子母神などを中心に、みどり豊かで落ち着いた雰囲気を感じられるまちづくりが必要である。	
○都電と新たな道路を生かしたまちづくり 都電の走る風景や雑司が谷と豊島区本庁舎を結ぶ環状 5 の 1 号線を地域の個性にしたまちづくりが必要である。	
○地域と協働した木造住宅密集地域の改善による災害に強いまちづくり 木密地域不燃化 10 年プロジェクトによる木造住宅密集地域の改善と共助による住民主体の防災活動を組みあわせて、安全・安心なまちづくりが必要である。	

雑司が谷地域からほど近い池袋駅周辺は、平成 27 年に都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」として指定されており、豊島区により池袋駅及び周辺市街地の都市基盤の再編と併せて、文化・芸術等の機能の充実・強化、商業・業務機能の集積が進められている。

一方、雑司ヶ谷霊園周辺は、鬼子母神堂や雑司が谷旧宣教師館、護国寺、大門ヶヤキ並木等の歴史資源や自然資源が残されている。豊島区では、鬼子母神堂を核とした歴史を感じさせる良好な住環境を有していることから、雑司が谷地域を「雑司が谷地域景観形成特別地区」に指定し、高低差のある地形、雑司ヶ谷霊園等の豊富な地域資源を生かし、歴史が感じられる緑豊かな街並みを形成するとしている。



図表3 特定都市再生緊急整備地域と雑司が谷地域景観形成特別地区の範囲

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域

都市再生特別措置法に基づき、政令において指定

都市再生緊急整備地域：

都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域

全国 55 地域（平成 30 年 10 月）が指定

特定都市再生緊急整備地域：

都市再生緊急整備地域のうち、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域
 全国 13 地域、東京都では 5 地域（平成 30 年 10 月）が指定

雑司が谷地域景観形成特別地区

景観法に基づく豊島区景観計画において指定

自然、歴史・文化、にぎわいなど地域の個性を生かして景観まちづくりを重点的に推進する地区

豊島区内では 4 地域（令和 2 年 6 月）が指定

3 歴史資源の現況

(1) 周辺の状況

雑司が谷地域は、江戸時代には鬼子母神門前として栄え、農家や入会地が広がっていた地域であり、現在も、鬼子母神堂を核として、歴史を感じさせる良好な住環境を有している。

法明寺の境外仏堂である鬼子母神堂は、安産・子育ての神様、鬼子母神尊像が祀られており、平成28年には国指定重要文化財となっている。

また、霊園南側には、豊島区内に現存する最古の近代木造洋風建築であり、明治における外国人との交流の歴史を知ることができる雑司が谷旧宣教師館が位置し、区指定景観重要建造物となっている。

さらに、霊園東側には、国指定重要文化財（昭和6年指定）である徳川五代将軍綱吉が建立した護国寺があるなど、霊園周辺には寺社等の歴史資源が数多く存在している。



鬼子母神堂



法明寺



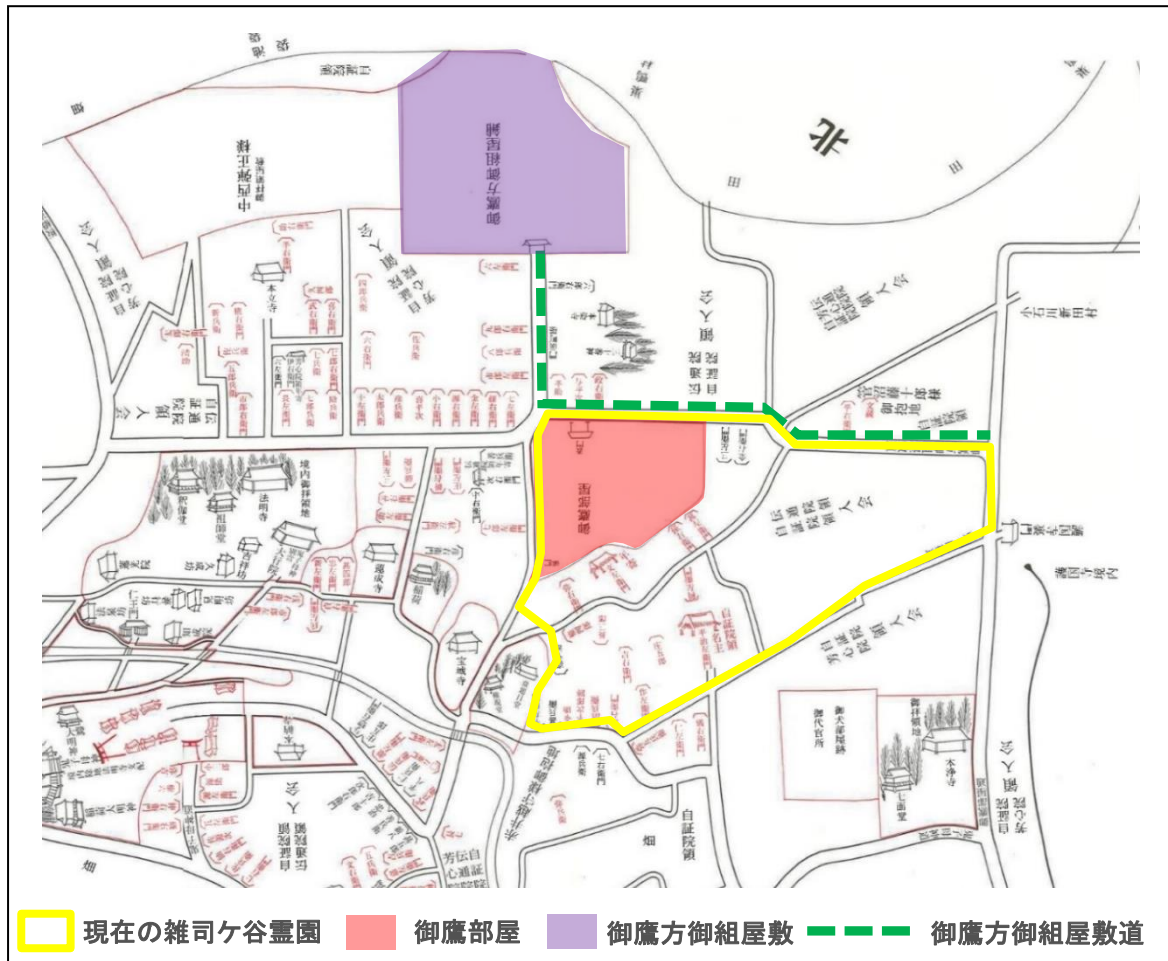
雑司が谷旧宣教師館



護国寺

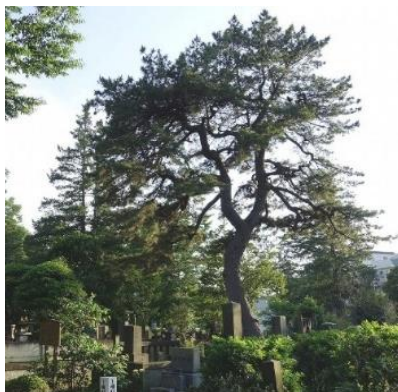
(2) 園内の状況

霊園の西側一帯は、徳川八代将軍吉宗により 1720 年（享保 4 年）に設置された御鷹部屋の跡地に位置する。御鷹部屋とは、江戸市中において雑司が谷と千駄木の 2 箇所に、将軍が鷹狩に用いる鷹を飼育・訓練する施設として設置されたもので、1867 年（慶応 3 年）に廃止されている。



図表 4 武蔵豊島郡雑司谷村絵図

御鷹部屋内の詳細について読み取れる資料は少なく、不明点が多い。現在、御鷹部屋の面影を残すアカマツや、鷹匠ら幕府の鷹方役人の居住地であった「御鷹方御組屋敷」と御鷹部屋をつないでいた「御鷹方御組屋敷道」が当時とほぼ同じ位置に残っており、解説板により紹介している。



御鷹部屋の面影を残すアカマツ

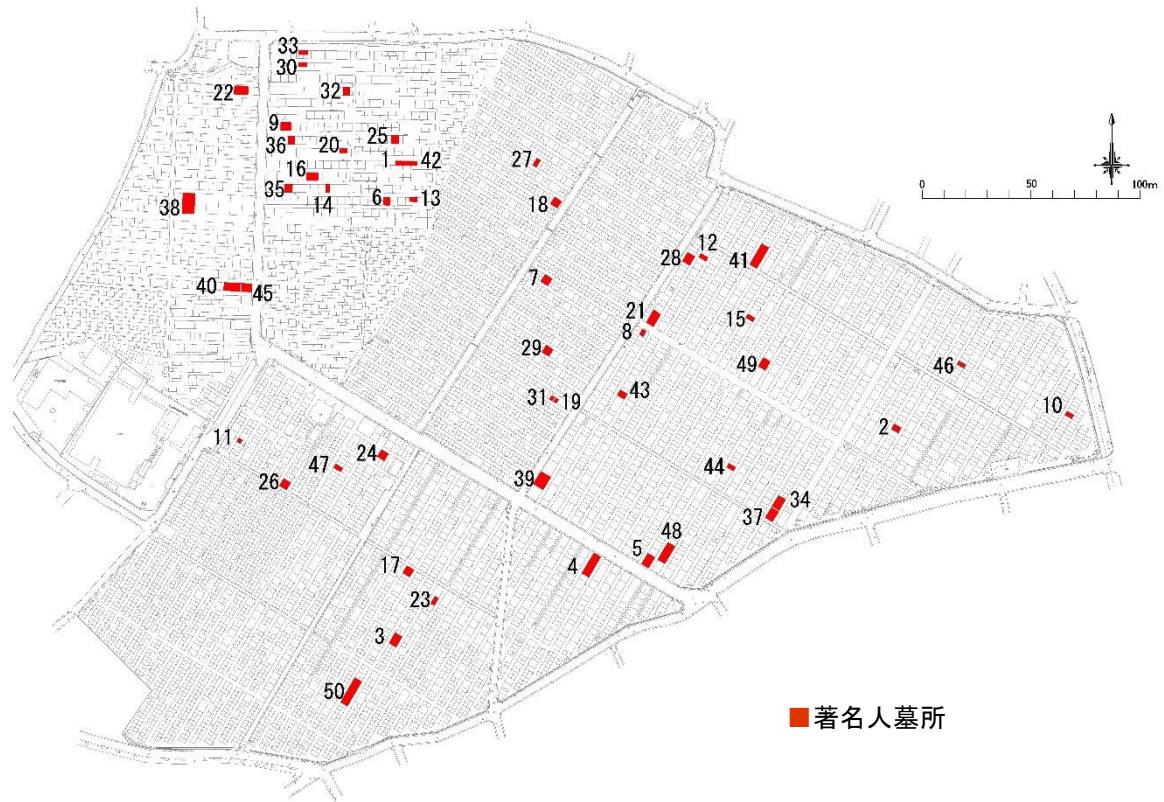


「御鷹部屋と松」 解説板



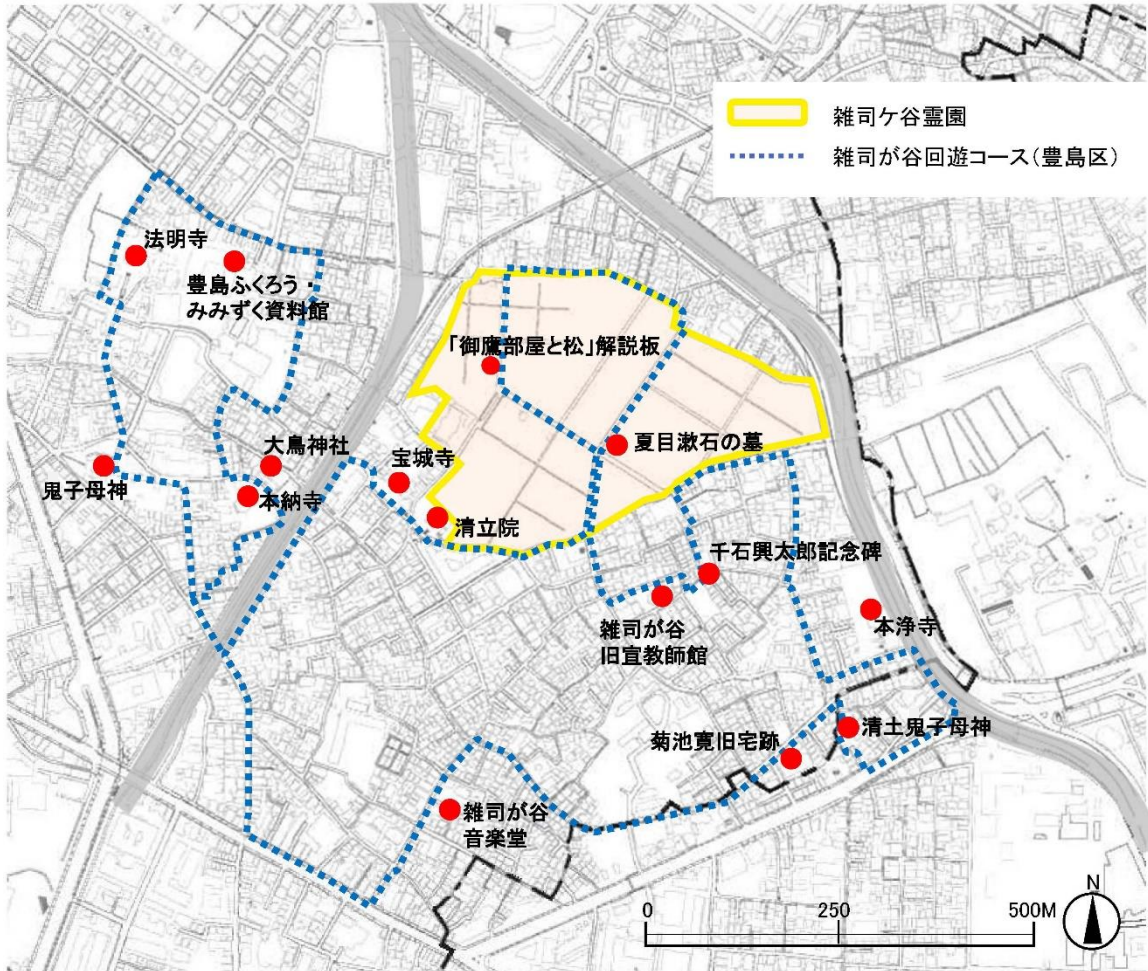
御鷹方御組屋敷道 解説板

また、園内には、市川左団次、泉鏡花、小泉八雲、竹下夢二、東郷青児、永井荷風、夏目漱石など、主に明治から昭和期に活躍した俳優、作家、芸術家等の著名人の墓所が数多く存在する。これらの墓所は、霊園の案内図で紹介しているほか、周辺資源とともに豊島区観光協会が設定する回遊コースに組み込まれている。



No	氏名	No	氏名	No	氏名	No	氏名	No	氏名
①	安部 磯雄	⑪	江戸家 猫八	⑳	神尾 光臣	㉑	竹久 夢二	㉒	成瀬 仁蔵
②	安藤 鶴雄	⑫	大井 憲太郎	㉓	川本 幸民	㉔	綱島 梁川	㉕	羽仁 五郎
③	池田 菊苗	⑬	大川 橋蔵	㉖	窪田 空穂	㉗	東儀 鉄笛	㉘	松永 和風
④	伊澤 修二	⑭	大下 藤次郎	㉙	ラファエル・ ケーベル	㉚	東郷 青児	㉛	水野 仙子
⑤	伊澤 多喜男	⑮	大須賀 乙字	㉜	小泉 八雲 ラフカディオ・ハーン	㉝	東條 英機	㉞	村上 専精
⑥	泉 鏡花	⑯	大塚 楠緒子	㉟	佐野 利器	㊱	永井 荷風	㊲	村山 槐多
⑦	市川 左団次	⑰	大町 桂月	㊳	サトウ ハチロー	㊴	中浜 万次郎 ジョン・万次郎	㊵	森田 草平
⑧	市村 羽左衛門	⑱	荻野 吟子	㊶	島村 抱月	㊷	中村 是公	㊸	山本 忠興
⑨	岩瀬 忠震	㉑	柏井 園	㊹	白鳥 庫吉	㊺	夏目 漱石	㊻	和田垣 謙三
⑩	岩野 泡鳴	㉒	金子 馬治	㊼	武林 無想庵	㊽	成島 柳北	㊾	渡辺 重石丸

図表5 著名人墓所一覧及び位置図



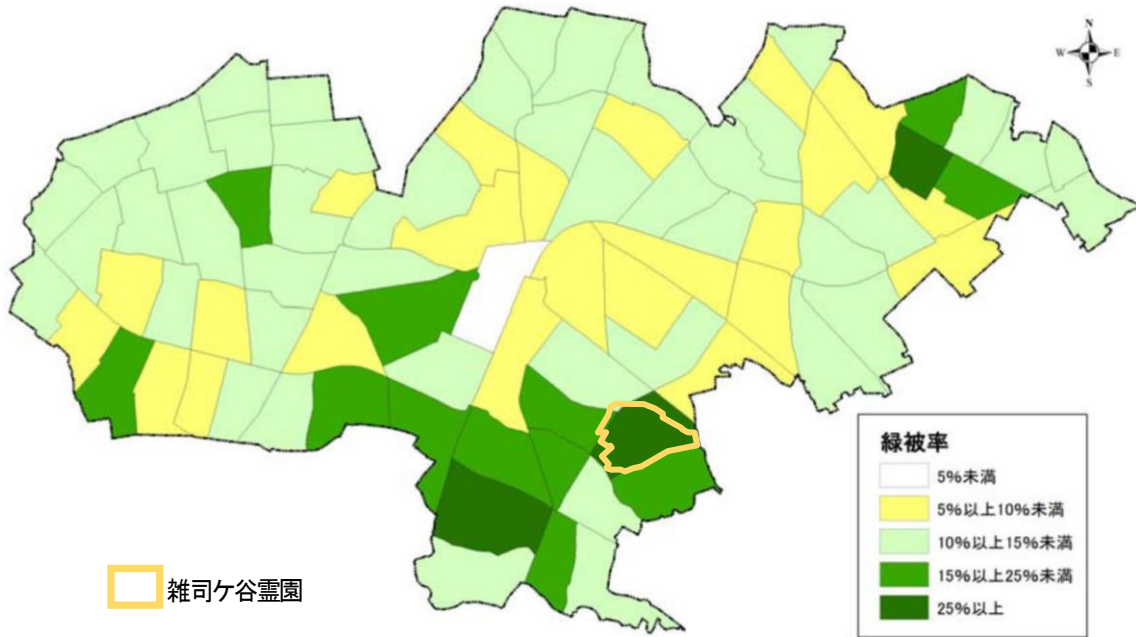
図表6 雑司ヶ谷霊園 歴史資源位置図

4 自然資源の現況

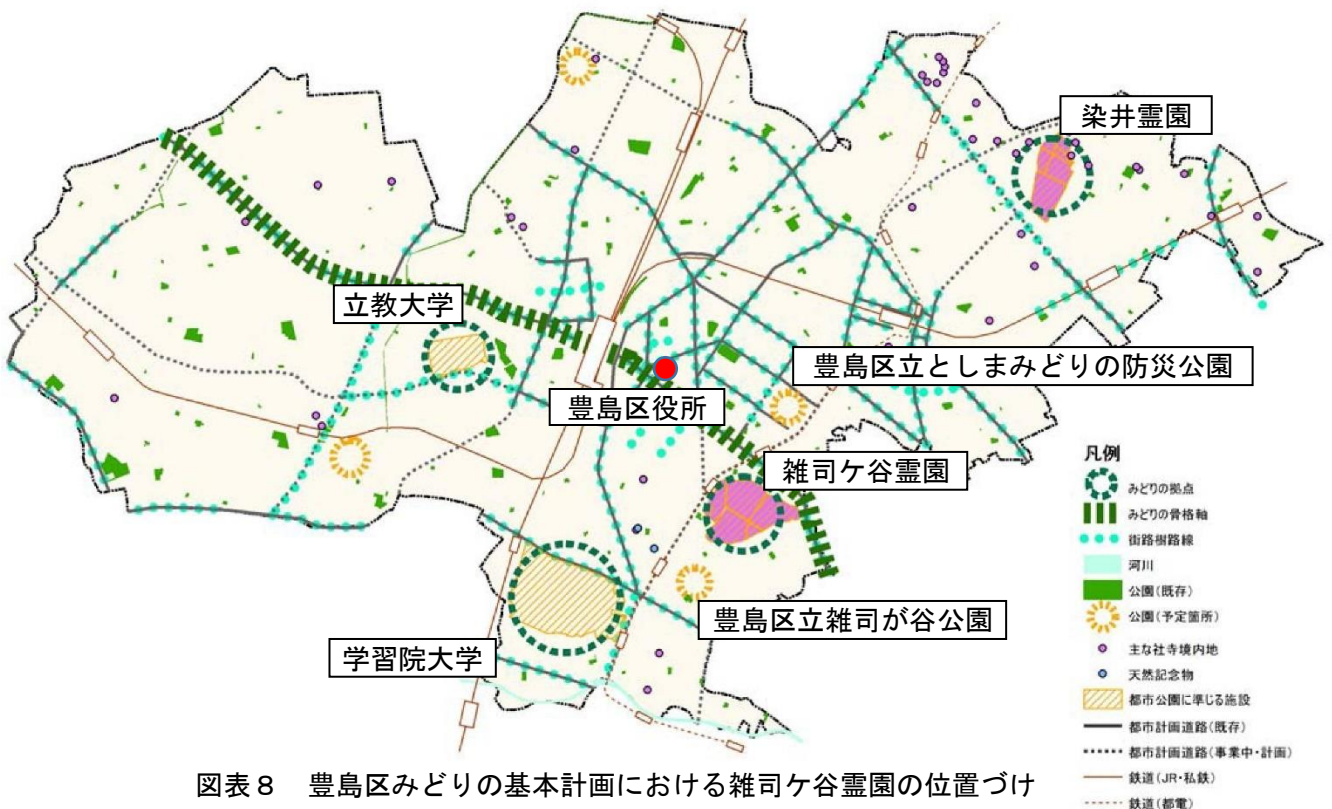
(1) 周辺の状況

雑司ヶ谷霊園周辺は、寺社等の民有緑地がまとまって存在していることから、一人当たりの都市公園等面積が 0.72 m²（令和2年4月現在）と小さい豊島区において、緑被率が比較的高い地域となっている。

また、豊島区みどりの基本計画（平成28年3月見直し）では、雑司ヶ谷霊園はみどりの拠点として位置づけられている。



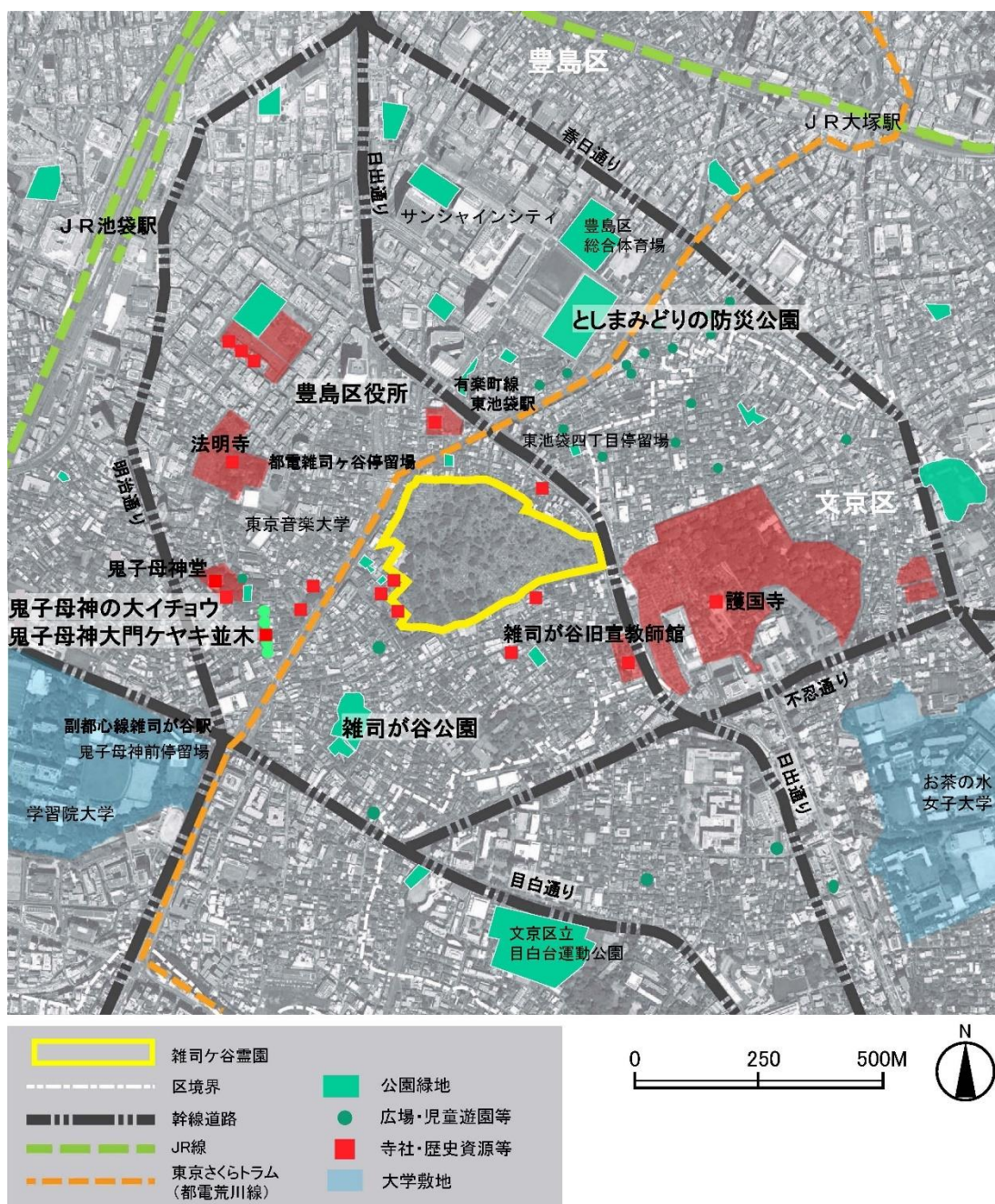
図表7 町丁目別緑被率



図表8 豊島区みどりの基本計画における雑司ヶ谷霊園の位置づけ

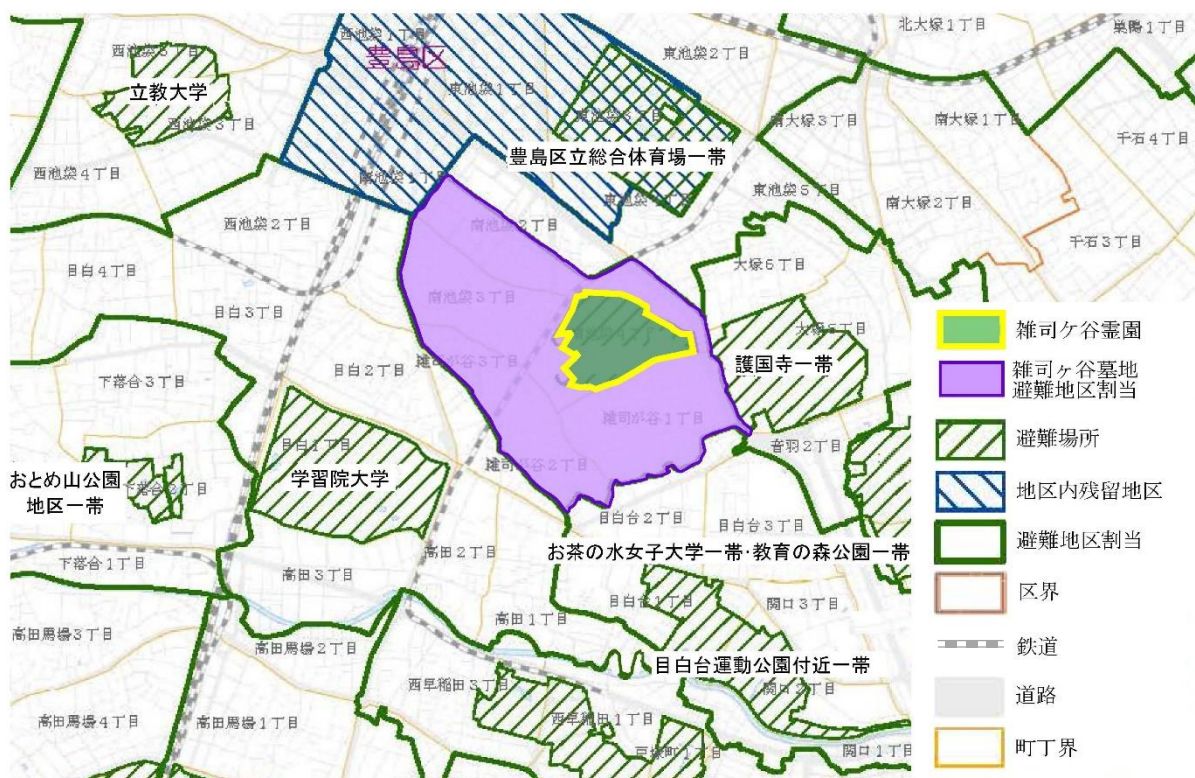
霊園周辺の鬼子母神では、推定樹齢 600 年の「鬼子母神大門ケヤキ並木」(うち 4 本が都指定天然記念物 (昭和 15 年)) や、子授けイチョウとして親しまれている推定樹齢約 700 年の「雑司が谷鬼子母神のイチョウ」(都指定天然記念物 (昭和 31 年)) が存在しており、地域のシンボルとなっている。

周辺では新たに公園緑地等の整備も進んでいる。平成 27 年には、豊島区役所の屋上にかつての区の自然を再現した「豊島の森」が設置された。令和 2 年には、コミュニティガーデンやカフェ、ファーマーズマーケット等が展開される「豊島区立としまみどりの防災公園 (IKE・SUN PARK)」、ワークショップ等の住民参加により小学校跡地に整備された「豊島区立雑司が谷公園」が開園されている。



図表 9 周辺の公園・緑地の状況

また、東京都地域防災計画において、雑司ヶ谷霊園は避難場所に指定されており、避難有効面積は 57,997m²、避難計画人口は 23,047 人となっている（平成 30 年 6 月見直し）。



避難場所の名称	区域面積 (m ²)	避難有効面積 (m ²)	利用する町名等	避難計画人口 (人)	避難有効面積 (m ² /人)
雑司ヶ谷墓地	105,729	57,997	南池袋 3、4 丁目と 2 丁目の一部 雑司ヶ谷 1 丁目と 2、3 丁目の各一部	23,047	2.52

図表 10 豊島区避難場所等指定図

(2) 園内の状況

園内にはケヤキやイチョウ等の巨木が数多く存在している。

樹木数は1,237本(平成31年2月現在)、幹周2m以上の巨木は100本である。巨木の中で最も多い樹種はケヤキで66本、次にイチョウで18本確認されている。園内南西部にはケヤキの巨木が見られ、イチョウの巨木は並木として霊園南側の区道沿いや霊園中央部に位置し、良好な景観を形成している。

一方、墓所と近接しており、成長により墓石や囲障等に支障を及ぼしている樹木や、空洞化が進みつつある等の健全度が低い樹木も見受けられる。これらの樹木は、利用者の安全確保や墓所の適正管理のため、定期的な点検、剪定や伐採等の対応を行っている。

また、霊園外周部では、災害時の安全確保に向け、生垣の整備を行っている。この取組は、地域住民の意向に応えるものであり、現在は、地域住民等からなる「緑のこみちの会」と連携し、生垣の手入れを始め、草花の維持管理等を行っている。



南西部のケヤキ



イチョウ並木



墓所と近接している樹木



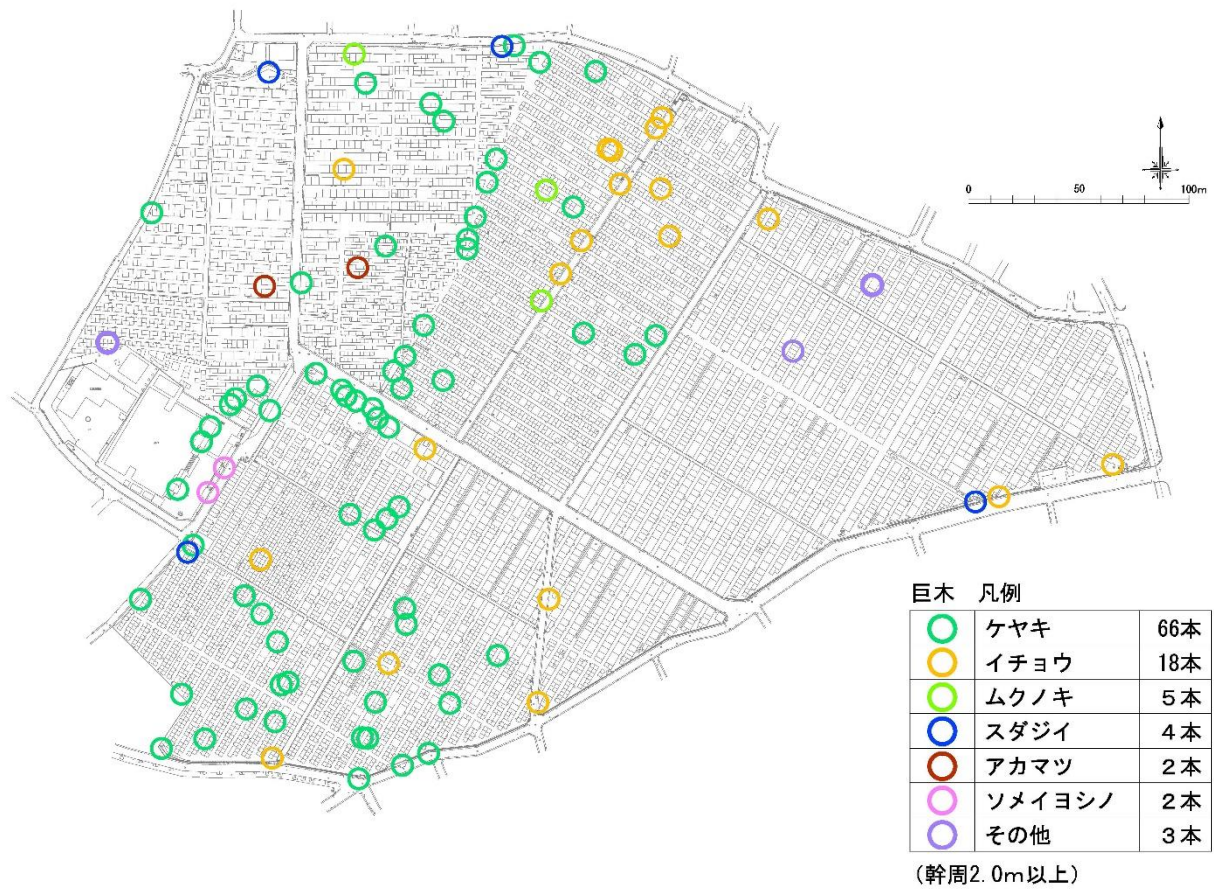
空洞化が進みつつある樹木



外周部の生垣



地域住民等と連携し
維持管理している草花



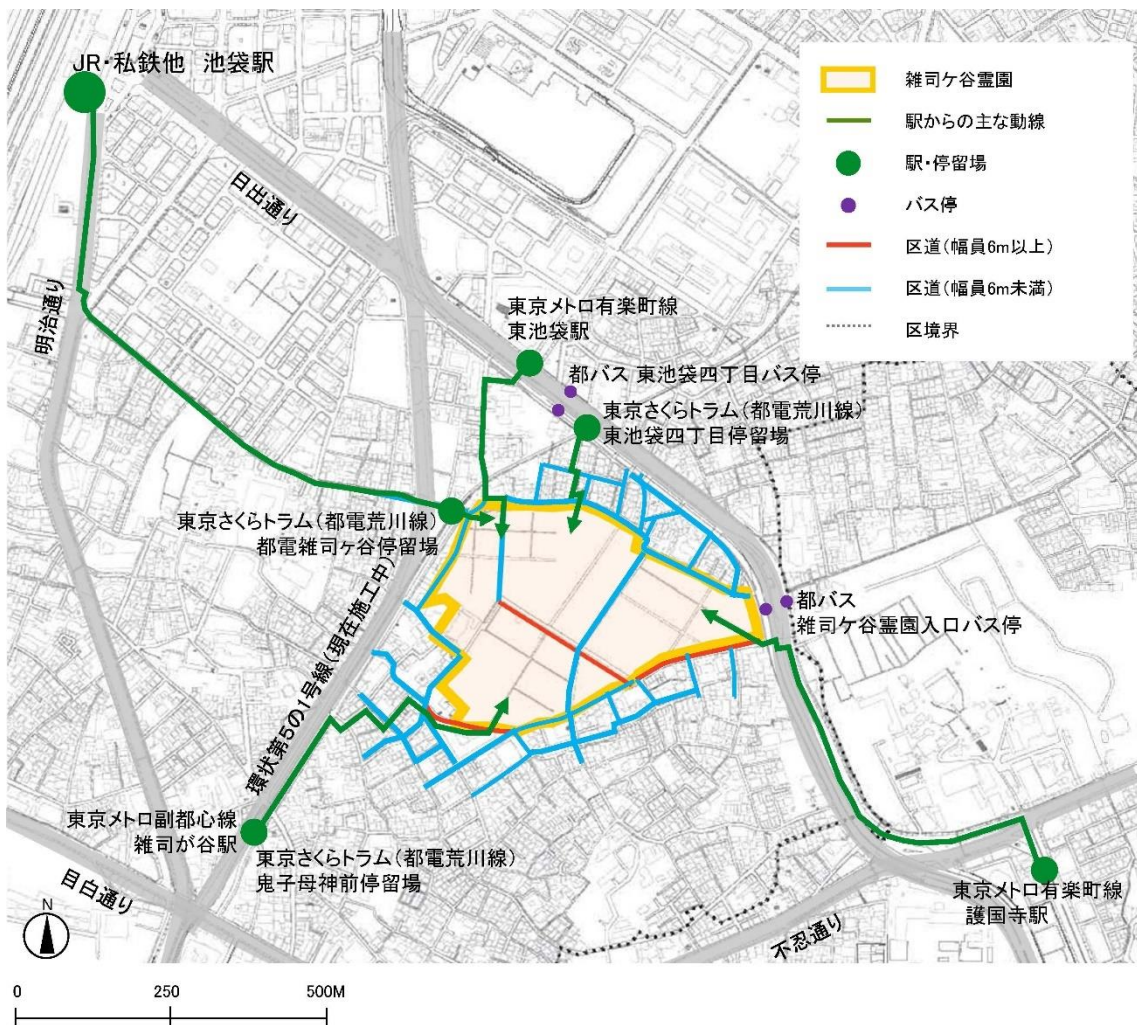
図表 11 雑司ヶ谷霊園樹木分布図

5 施設等の現況

(1) 交通手段

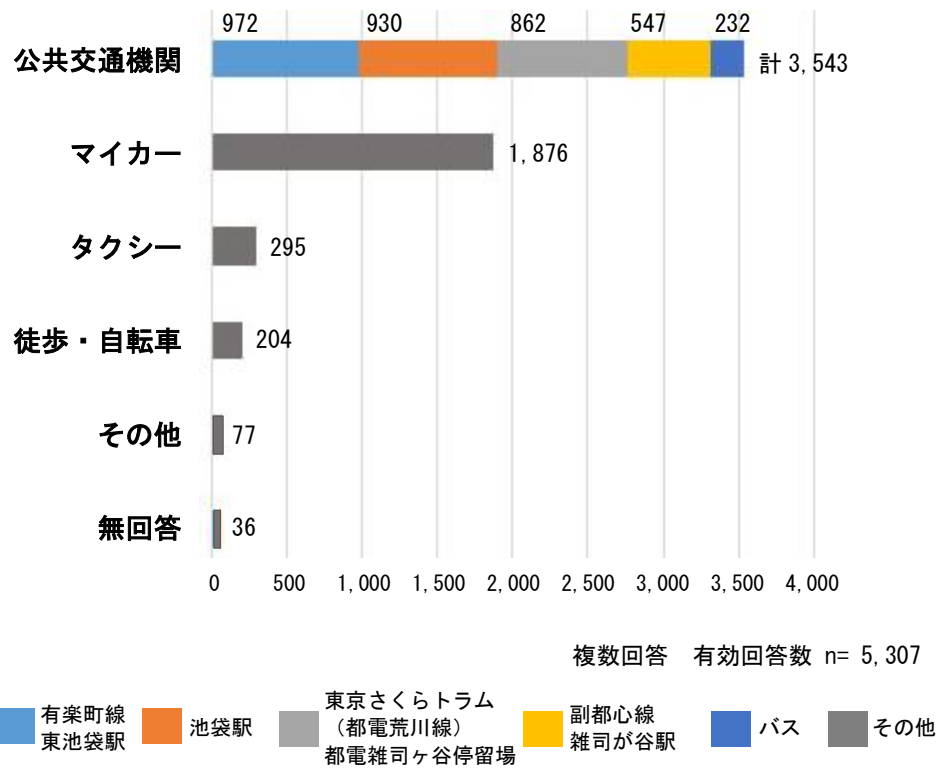
雑司ヶ谷霊園は、明治通り、目白通り、不忍通り、日出通りなどの幹線道路、主要区道によるアクセスが可能で、最寄り駅は、北西部に位置する東京さくらトラム（都電荒川線）都電雑司ヶ谷停留場であり、その他にも、東京メトロ副都心線雑司が谷駅、有楽町線東池袋駅、JR 池袋駅など複数の駅を利用できる。また、東側には「雑司ヶ谷霊園入口」バス停もあり、霊園周辺は公共交通機関が発達している。

令和元年度に実施した雑司ヶ谷霊園の墓所使用者 8,084 名へのアンケート（以下「アンケート調査」という。）の結果からも、公共交通機関を利用している墓参者の割合が高く、なかでも池袋駅や東池袋駅、都電雑司ヶ谷停留所の利用者が多いことから、北西側からのアクセスが多いことがわかる。



図表 12 周辺道路・公共交通機関状況図

設問：雑司ヶ谷霊園に来られる際には、主にどのような交通手段でお越しになりますか？

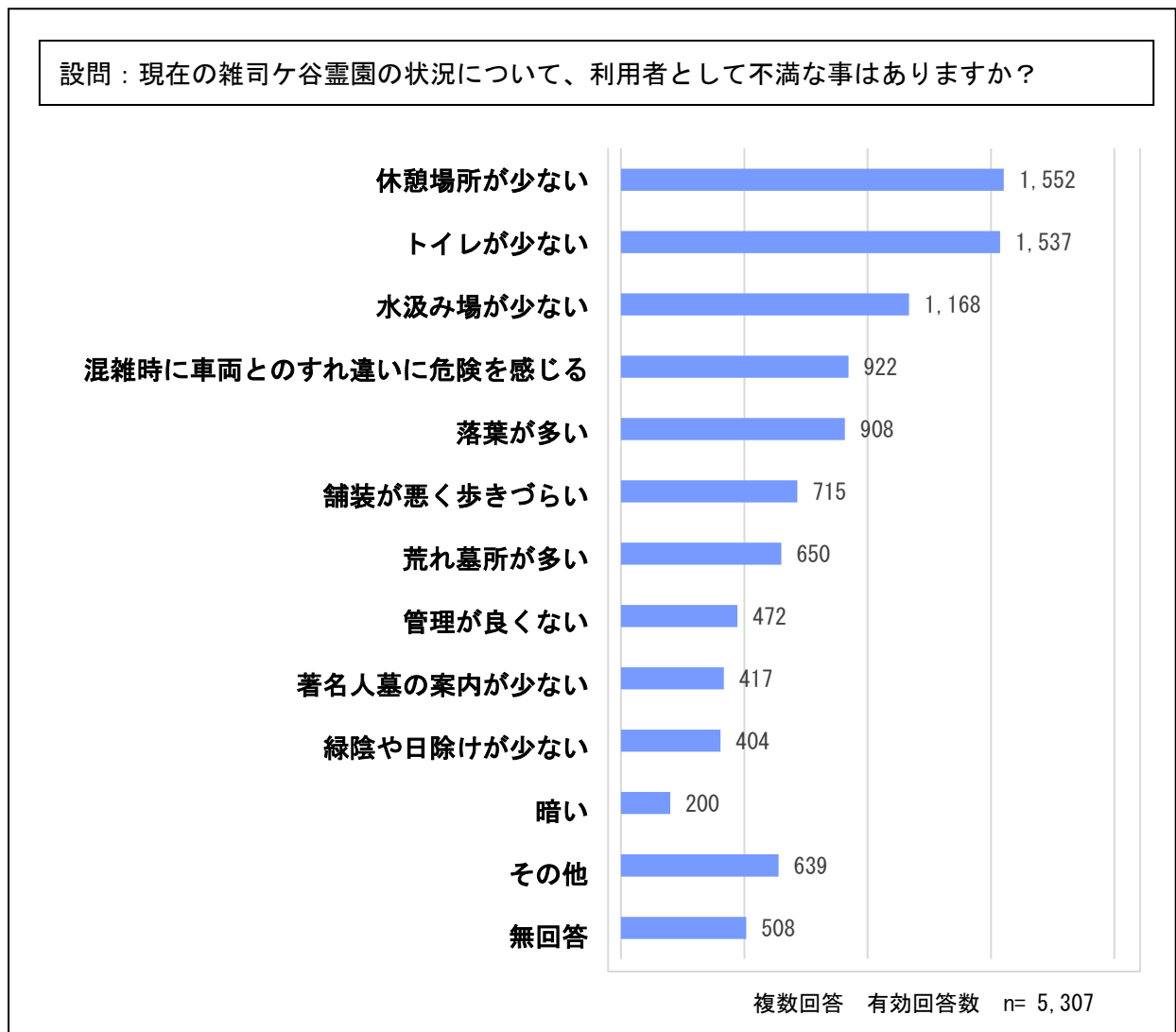


図表 13 霊園への交通手段

(2) 園内施設

園内には、墓参者の利便性に供する施設として、トイレ2箇所、休憩施設10箇所、水汲み場3箇所、下げ花置き場23箇所のほか、管理事務所前には11台分の駐車場を設置している。

アンケート調査では、「休憩場所が少ない」「トイレが少ない」という回答が多く、「水汲み場が少ない」、「混雑時に車両とのすれ違いに危険を感じる」「落葉が多い」という回答が続いている。



図表 14 霊園施設に関する不満な点



図表 15 雑司ヶ谷霊園施設現況図



トイレ



休憩施設



水汲み場



下げ花置き場

(3) 墓所

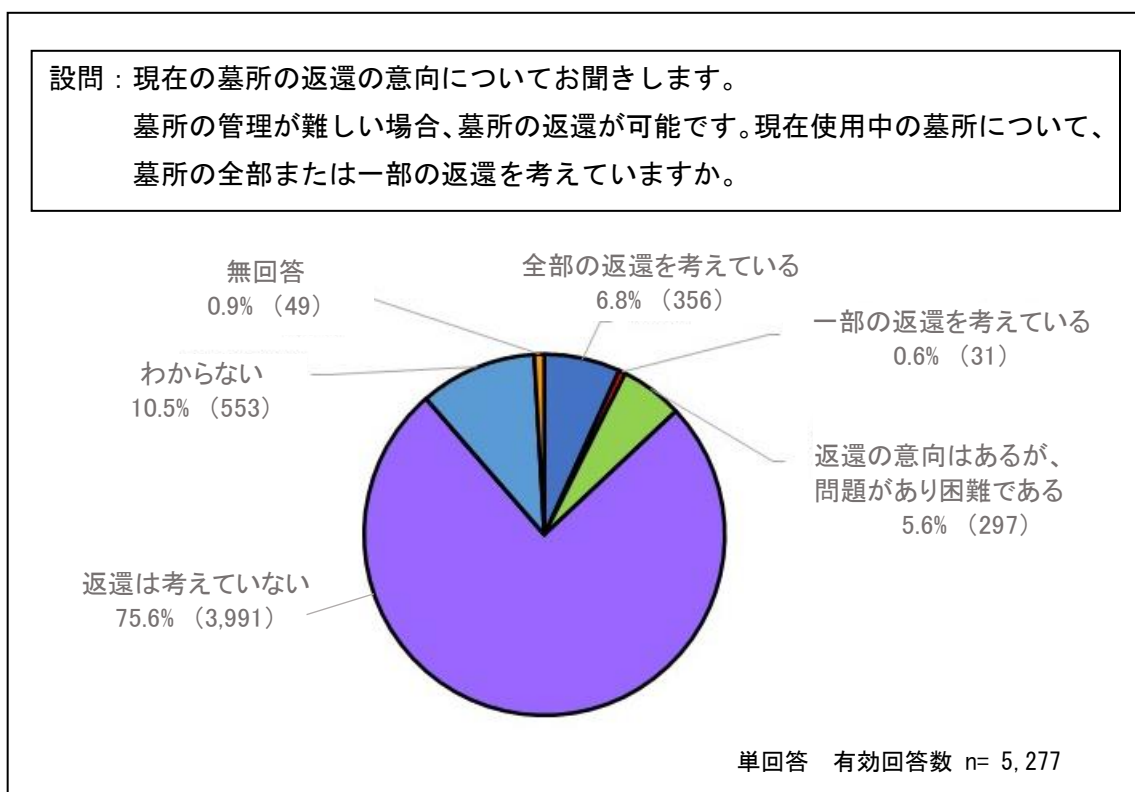
園内には、約 1,900 箇所の空き墓所が存在する。また、雑草が繁茂した墓所も一部に見受けられ、こうした墓所は、承継者がいない、管理が行き届かない等の理由から生じていると考えられる。

アンケート調査によると、約 7% の使用者が何らかの形で墓所の返還を考えており、一定の墓所返還需要があることがわかる。

区部霊園の再生においては、公園審議会答申「区部霊園の管理について」（平成 14 年）に基づき、管理や承継が不要な合葬式墓地へ移転したいという希望に応え、空地の拡大に寄与する手法として、小規模面積で整備可能な立体式墓地を整備している。

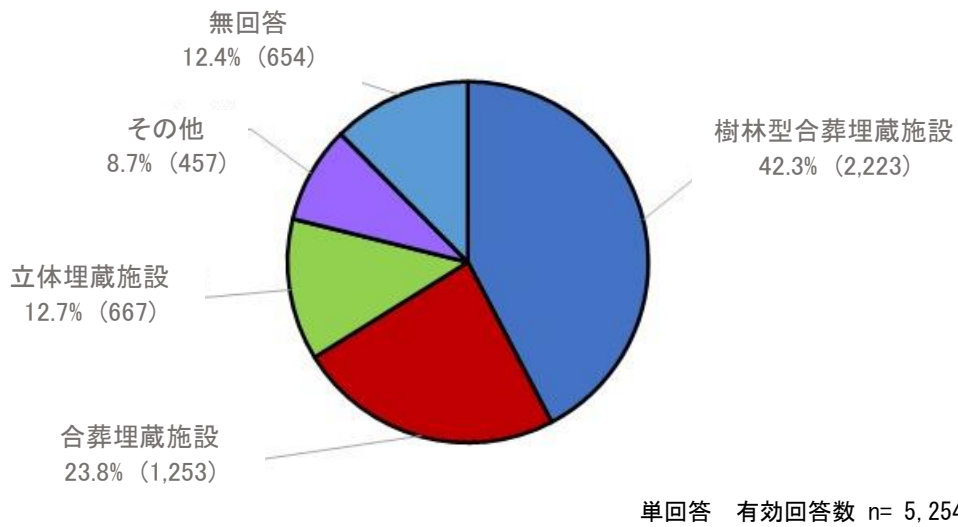
また、家族構成の変化や墓所のあり方への要望が多様化するなかで、公園審議会答申「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」（平成 20 年）を受け、自然に還りたいという思いに応える樹林型合葬埋蔵施設（平成 24 年）及び樹木型合葬埋蔵施設（平成 26 年）を小平霊園に整備している。

アンケート調査によると、当霊園における集合墓地の形態としては、樹林型合葬埋蔵施設の希望が約 42% となっている。

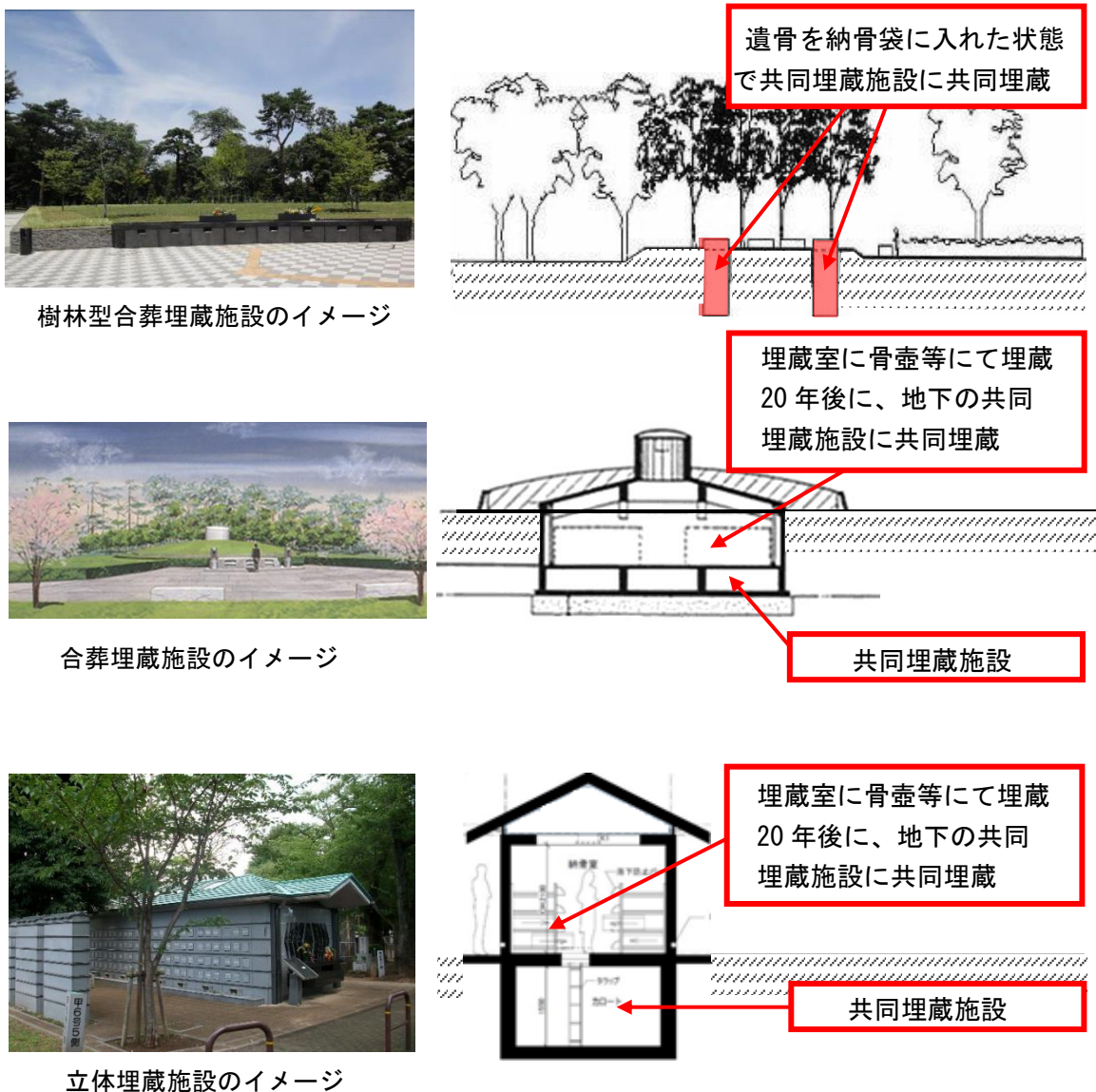


図表 16 墓所返還に関する意向

設問：集合墓地への御遺骨を改葬する制度についてお聞きします。
 集合墓地として、どのような施設を希望しますか。



図表 17 集合墓地の形式について



図表 18 集合墓地のタイプとイメージ

第3 再生のテーマ・方針

1 再生のテーマ

雑司ヶ谷霊園は、御鷹部屋跡地に位置するなど、特徴的な土地の歴史を有している。また、巨木等の豊かな自然資源が存在し、地域住民等と連携して維持されてきたことから、テーマを以下のように設定し、霊園としての静謐さを保持しながら再生を進めていくべきである。

雑司ヶ谷霊園

— 地域と連携し土地の歴史や豊かな緑を未来に継承する —

2 再生方針

雑司ヶ谷霊園再生のテーマを具現化するため、次の3つの再生方針を示す。

再生方針1 歴史や文化を伝える空間として再生

- ・ 明治から大正、昭和にかけての著名人墓所の保全・活用
- ・ 御鷹部屋跡地等の土地の歴史を伝える仕組みづくり
- ・ 周辺の歴史資源とあわせた利用の推進

再生方針2 地域の貴重な緑を育む空間として再生

- ・ ケヤキ、イチョウ等の巨木や並木の保全・活用
- ・ 地域住民等との協働による緑の保全・活用
- ・ 地域の貴重な緑地として人々が集い憩う空間の創出

再生方針3 故人を偲ぶ静謐な空間として再生

- ・ 霊園としての静謐さを保持し広く都民が利用できる空間の創出
- ・ 墓参者の利便性の向上
- ・ 自然に還りたいという思いに応える改葬先の確保

第4 再生に向けた取組

1 再生方針の実現に向けた取組

雑司ヶ谷霊園再生のテーマ「雑司ヶ谷霊園 ー地域と連携し土地の歴史や豊かな緑を未来に継承するー」を実現するため、霊園として必要な機能を確保しつつ、再生に必要となる様々な機能の付加・向上を図るべきである。

このため、現状と再生に向けた課題や霊園のもつ資源、地域特性を踏まえ、3つの再生方針に沿って多様な取組を進める必要がある。

それぞれの再生方針の実現に向けた取組について、下表に示した。

<再生方針の実現に向けた取組>

	霊園としての機能		公園としての機能		
	霊園としての機能向上	適切な霊園運営	公園としての魅力向上	地域コミュニティの醸成	防災・減災に資する機能向上
1 歴史や文化を伝える空間として再生		○	◎		
2 地域の貴重な緑を育む空間として再生		○	◎	◎	○
3 故人を偲ぶ静謐な空間として再生	◎	◎	○	○	◎

◎：再生方針の実現に特に効果的な取組

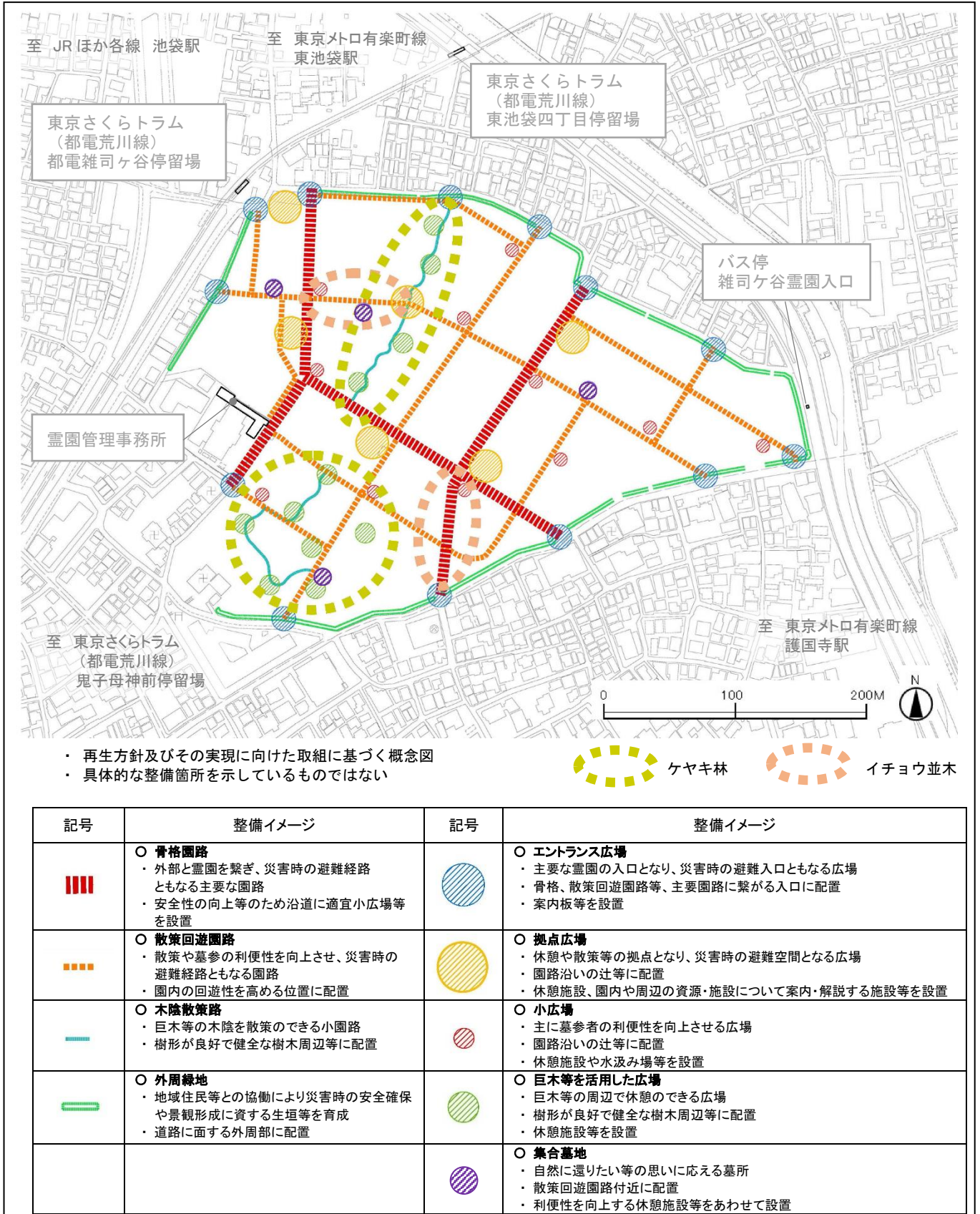
○：再生方針の実現に効果的な取組

<取組の具体的な内容>

	取組		取組の具体的な内容
霊園としての機能	霊園としての機能向上	霊園施設の充実	休憩施設や水汲み場等を適切に配置し、園路を改修するなど霊園施設を充実し、墓参者の利便性を向上
			自然に還りたいという思いや、多様なニーズに応える雑司ヶ谷霊園にふさわしい集合墓地を提供
	適切な霊園運営	空地の活用と創出	空地を集約し、休憩や散策が可能な広場や園路等を整備 墓所の貸付再開による財源の確保
		墓所の適正管理の推進	サインの設置等による普及啓発の強化やサポートの充実
公園としての機能	公園としての魅力向上	歴史資源の保全・活用	御鷹部屋であった土地の歴史等を後世に伝える仕組みを整備
			歴史的な人文資源として、著名人墓所を保全・活用
		自然資源の保全・活用	ケヤキやイチョウの巨木等を、地域の貴重な自然資源として保全・活用
		周辺資源との連携・活用	寺社や文化財など周辺の貴重な歴史資源との一体的な利用を推進
	地域の貴重な緑地として、周辺の公園緑地等と連携し、人々が集い憩う空間として活用		
	霊園との共存	霊園としての利用マナーについてサインの設置等により注意喚起	
	地域コミュニティの醸成	地域住民等との連携	地域の景観形成に資する資源の保全・活用などを、地域住民等との協働により推進
防災・減災に資する機能向上	避難場所としての機能向上	災害時の避難等にも資する入口や広場、園路等を整備	

2 再生概念図

再生方針とその実現に向けた取組に基づき、雑司ヶ谷霊園の再生について施設整備の考え方を整理し、概念図に示す。



図表 19 再生概念図

第5 再生の手法

雑司ヶ谷霊園再生の手法については、先行事業として実施している青山、谷中及び染井霊園再生の手法を基本とする。

1 霊園としての機能

(1) 霊園施設の充実

ア) 墓参者の利便性等の向上

アンケート調査では、主な施設である休憩施設や水汲み場等が不足しているとの意見や、主要動線である区道において、混雑時の車両とのすれ違いに危険を感じるといった意見が寄せられている。

墓参者の利便性の向上や安全性、安心して利用できる環境の確保に向け、園路の拡幅や、休憩施設や水汲み場等を設置した広場整備など、施設の充実や改修を実施していくべきである。

また、霊園内及び外周部の区道については、墓参者等の安全性の確保に向けた対応等について、道路管理者や交通管理者と検討していくべきである。

イ) 集合墓地の設置

墓所の管理が行き届かない、承継者がいない等の理由から、管理や承継が不要な墓地に移転したいという希望に応え、集合墓地を設置することが必要である。

アンケート調査では、集合墓地の形態として、遺骨を直接土に触れるかたちで共同埋蔵する樹林型合葬埋蔵施設の要望が約 42%となり、自然に還りたいという思いに応える集合墓地を整備すべきと思われる。その際は、他人の骨と一緒に合葬することへの抵抗があるといった意見も踏まえ、墓所の返還を促進するべく、埋蔵の方法についても検討することが望ましい。

(2) 空地の活用と創出

現在、霊園内にある約 1,900 か所の空き墓所は有効活用すべきである。散在する空き墓所と合わせてまとまった敷地を確保し施設を整備していくため、下記の手法を用いることが必要である。

なお、施設整備の敷地等としての活用が見込めない空き墓所は、事業の財源確保等の観点から、一般墓所として貸付を行うべきである。

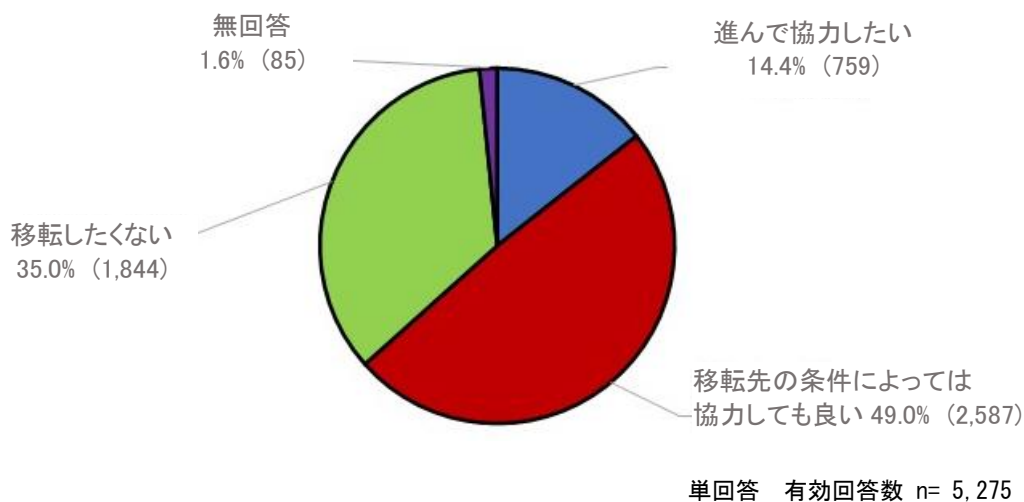
ア) 墓所移転

墓所移転とは、墓所使用者に対して都が補償を行うことにより墓所を移転する手法である。

広場などの整備にあたっては、霊園内に散在している空き墓所や、移転によって生じる空き墓所等を集約することで、まとまった敷地の確保が可能となる。

アンケート調査では、墓所移転については6割以上の使用者が協力する意向を示しており、先行する青山、谷中霊園ではこの手法を用いてまとまった敷地を確保し、施設の整備が進んでいることから、有効な手法と考えられる。

設問：霊園の再生にあたっては、墓地内に散在する空き墓所を集約し、広場等として有効活用することが考えられます。移転の際は現在と同様の面積及び形状の墓所が用意され、費用は東京都が補償することを前提として、墓所を移転することについてどのように思いますか。



図表 20 墓所移転に関する意向

イ) 無縁墳墓整理

無縁墳墓の整理は、管理料が長期間滞納されている墓所を対象に調査し、使用者が不在または不明で、かつ承継者がいない場合には使用許可を取消し、都が遺骨を改葬し、墓石等を撤去する取組である。これは、行政財産の適切な使用を推進することが目的であり、霊園再生においては、この制度により空地の拡大を進め、これにより生じた空地を集合墓地や広場などの敷地として活用するべきである。

雑司ヶ谷霊園では、管理料を5年間以上滞納している墓所を対象として、計画的に無縁墳墓の整理を実施しており、平成12年度以降、整理済は433件で、調査中は約109件である（令和2年4月現在）。

ウ) 墓所返還における特例

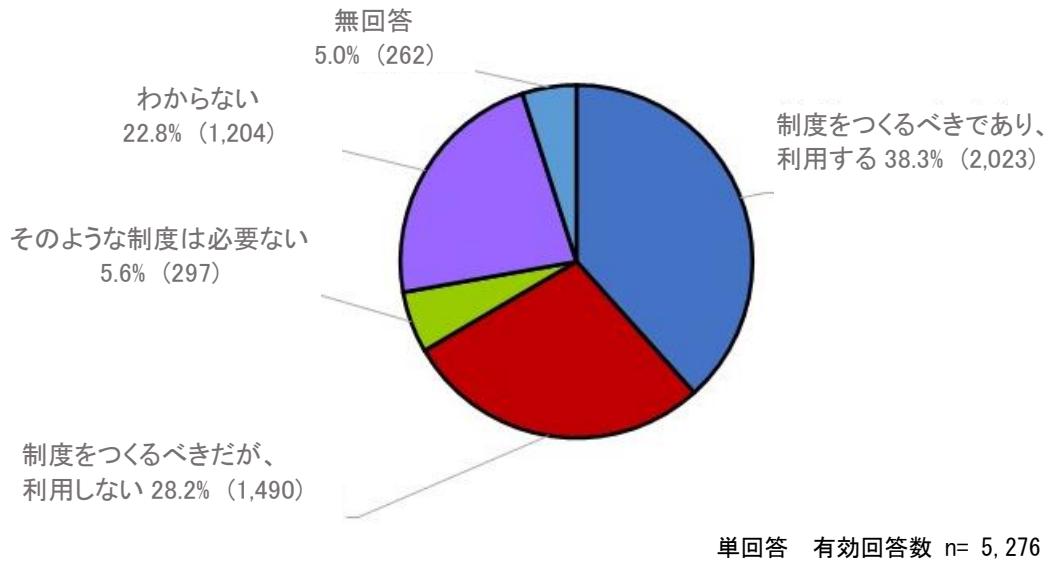
墓所の返還は、再生事業に必要な空地を生み出すことにつながるが、使用者が遺骨の改葬、墓石の撤去等の原状回復を行うこととなっている。

先行する青山、谷中及び染井霊園においては、特例として、墓所返還時の原状回復義務の免除や、立体式墓地への移転受け入れを実施することで、返還を促進し、広場等の敷地や墓所の移転先、再貸付敷地を確保している。

アンケート調査では、他の霊園と同様に約7%の使用者が墓所の返還を考えている。

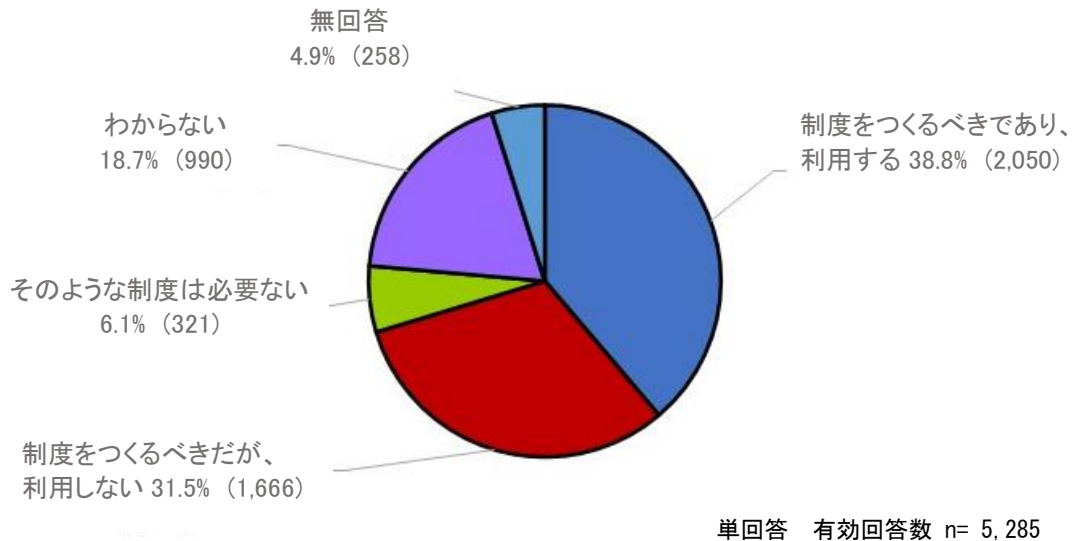
また、原状回復義務免除制度や合葬式墓地へ遺骨を改葬する制度の質問について、37%が「制度をつくるべきであり、利用したい」と回答しており、この特例制度は、雑司ヶ谷霊園においても墓所返還促進への有効な手段として期待できる手法である。

設問：墓所返還時の原状回復義務を雑司ヶ谷霊園の再生期間に限って特例的に免除する制度について、どのように思われますか。



図表 21 原状回復義務免除制度について

設問：墓所返還に際し、現在使用中の墓所に埋葬されているご遺骨や、現在の使用者の納骨場所として、将来の管理の心配のない合葬式墓地等を利用できる制度について、どのように思われますか。



図表 22 合葬式墓地へご遺骨を改葬する制度について

(3) 墓所の適正管理の推進

霊園全体の環境の質を向上させるためには、霊園面積の約半分を占めている個人墓所についても、使用者が適正に管理することが必要である。

現在、使用状況が著しく不適正な墓所については、使用者に郵便や電話にて呼びかけを行っているほか、web サイトや現地制札板にて注意喚起を行っている。

今後も、再生事業のお知らせや管理料支払いの通知等の機会に適正管理を呼びかけるほか、イラスト等によるわかりやすい効果的なサインを設置するなど、あらゆる機会を捉えて、使用者に適正管理を促す必要がある。また、使用者自らが墓所内の手入れを容易に行うことができるよう、道具の貸出等、使用者へのサポートを行い、その旨をPRしていくことが望ましい。

2 公園としての機能

(1) 歴史資源の保全・活用

ア) 土地の歴史を後世に伝える仕組みづくり

御鷹部屋跡地などの霊園や周辺の土地利用等の変遷を紹介するため、豊島区郷土資料館等と連携を図るべきである。

また、御鷹部屋の面影を残すマツ等を活用した拠点広場等の整備や、霊園管理事務所を土地の歴史等の解説や案内の拠点としていくことが望ましい。

イ) 著名人墓所の保全・活用

著名人墓所については、青山霊園、谷中霊園において、複数の人名事典に掲載されている人物を対象として選定を行い、選定された墓所の使用者には、当該墓所を歴史資源として活用することへの協力を依頼し、同意が得られた場合、パンフレットや解説板等で紹介している。

雑司ヶ谷霊園の再生にあたっては、著名人墓所はわが国の歩みを伝える歴史資源として、保全・活用していくべきである。

パンフレット等に加え、例えばwebサイト等により著名人関連情報の提供や散策ルート等を紹介することや、著名人墓所脇に二次元コード付きの看板を設置してwebサイト等に誘導するなど、ICTを活用した情報発信をすべきである。

また、広場に案内板や解説板等を設置するほか、霊園管理事務所を著名人墓所情報等の案内の拠点としていくことや、著名人墓所の周辺に、散策の拠点となる広場を整備することも考えられる。あわせて、各墓所の管理について適切に進められるよう、使用者や霊園利用者、地域住民らと協力関係を築いていくことも重要である。

(2) 自然資源の保全・活用

園内のケヤキやイチョウの巨木等は、地域の貴重な自然資源として、健全度などを踏まえ保全・活用していくことが望ましい。

現在、都立霊園では墓所や霊園施設を維持するうえで支障となる樹木について、必要な伐採や剪定を行っており、個人墓所内の支障樹木についても、その使用者へ通知し是正を促すなどの取組を進めている。

雑司ヶ谷霊園においても、今後もこうした取組を継続したうえで、将来に渡って墓所への支障を解消し、樹木の生育環境を確保していくための取組を行うべきと思われる。

具体的には、巨木の樹形や健全度及び周辺墓所への支障状況等を調査し、その上で、周辺の墓所使用者の意向を踏まえて保全対象木を選定し、対象木周辺の墓所について移転を促す。それにより、生み出した空地を活用し、巨木等の周辺で休憩できる広場や散策路を整備していくべきである。

(3) 周辺資源との連携・活用

ア) 周辺の歴史資源との一体的利用の推進

寺社等の歴史資源が霊園周辺には多数存在しており、これらの資源と、霊園の資源について、豊島区や観光協会等と連携して一体的に活用すべきである。例えば、パンフレットの配布等により相互でPRを行うことや、区や観光協会が推進する観光ルート等の設定など、周辺の歴史資源と一体となった利用を推進することが考えられる。

イ) 周辺の公園緑地等と連携した人々が集い憩う空間の創出

霊園周辺では、豊島の森、としまみどりの防災公園（IKE・SUN PARK）、雑司が谷公園等の新しい公園緑地の整備が進められている。

このような地域性の高い公園緑地と霊園の双方で、イベントを連携して開催することにより、人々が集い憩う空間としての利用を相互に促進することができる。

また、地域を特徴づける花木や在来種などを広場等に植栽することにより、周辺の公園緑地や寺社等の民有緑地と一体となったみどりを形成し、緑の拠点、グリーンインフラとしての機能の向上につなげていくべきである。

(4) 霊園との共存

明治7年以来続く霊園としての静謐さを保つため、web サイトや現地の制札板により、霊園巡りの際の利用のマナーについて注意喚起を行っている。引き続き、よりわかりやすいサインの設置に取り組むほか、普及啓発の強化に向け、霊園の歴史・自然資源の PR とあわせた SNS や動画投稿サイト等での発信や、パンフレット等での注意喚起などに取り組むべきである。

(5) 地域住民等との連携

雑司ヶ谷霊園の外周部では、災害時の安全確保や景観形成に資する生垣等の育成や緑化活動等を地域住民等との協働で実施している。

今後、生垣が整備されていない外周部についても、協働して生垣化やフェンスの緑化、植栽等を実施するべきである。

また、拠点広場等の整備において、花壇や花木等の植栽により緑化を推進し、清掃や花の植え付け等、地域住民等との協働により管理していくことが考えられる。また、地域の憩いの場としても活用していくことが望ましい。

(6) 避難場所としての機能向上

雑司ヶ谷霊園の再生においては、災害時の避難場所としての機能を向上することも必要である。

例えば、エントランス広場の整備により避難入口としての機能を向上すること、拡幅や舗装等により災害時の円滑な避難に資する園路を整備すること、休憩や散策の拠点となる広場を整備し、避難空間としても活用することが考えられる。

なお、地元豊島区等と連携し、避難場所としての機能向上を図るべきである。

第6 再生の進め方

(1) 財源の確保

青山、谷中及び染井霊園においては、墓所の貸付による収入を充当し再生事業を実施しており、雑司ヶ谷霊園においても新たな貸付により、事業の財源確保に努めるべきである。

また、一般墓所の貸付に加え、自然に還りたいという思いや需要を踏まえた集合墓地の提供により、財源の確保につなげていくことが望ましい。

集合墓地を一般に貸付する場合、生前申込の可否により、申込者数が異なっている。令和2年度の小平霊園においては、生前申込ができない樹木型合葬埋蔵施設では申込の倍率が1.1倍であり、生前申込可能な樹林型合葬埋蔵施設では14.4倍と相対的に高くなっている。このような状況を踏まえ、都民のニーズに応じ、生前の申込の可否等の募集の方法もあわせて検討していくべきである。

(2) 再生事業のスケジュール

再生事業の効果を早期に都民に還元していくため、事業期間は概ね10年程度として取組を進めていくべきである。

まず、空地確保のため、墓所返還の受け皿となる集合墓地を早期に整備する必要がある。

また、既存の空地を活用して、早期に休憩施設や水汲み場等を整備し、利便性の向上を図るべきである。

こうした取組と並行して、墓所の返還や移転を進め、空地の集約が進んだ段階で、拠点広場や園路等の整備を進めていくことが望ましい。

○ 用語解説

1 区部霊園

23 区内にある都立霊園で、明治6（1872）年太政官布達により、市街地における墓地の新設、拡張が衛生上の理由から禁止されたが、市民の墓地に対する需要は高く、翌明治7（1873）年6月には青山など9ヶ所（この時は青山の立山地区が区別されていたため実質8ヶ所）が今でいう公営墓地として指定され、同年9月、青山、谷中、雑司ヶ谷、染井、及び亀戸（後に廃止）の提供が開始された。

2 東京都霊園問題調査会

昭和61（1986）年6月に設置された知事の諮問機関。昭和63（1988）年3月に、現代における墓地の理念や、都における霊園行政のあり方等について報告した。

3 東京都霊園管理問題等検討委員会

平成6年3月に設置された知事の諮問機関。平成9年3月に、都立霊園の役割、使用料や管理料など都立霊園の管理に関すること、既存霊園の整備活用等について答申した。

4 オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

5 東京都地域防災計画

災害対策基本法の規定により、東京都防災会議が策定する防災に関する計画。都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、都の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

6 避難場所

震災地の市街地大火から都民の生命を守るため、東京都震災対策条例に基づいて指定されているもの。区部では大規模公園や緑地など213ヶ所が指定されている。（平成30年6月現在）

7 御鷹部屋

江戸幕府において設置された将軍の鷹を飼育・訓練する機関。

8 鷹狩

飼い馴らした隼（はやぶさ）・大鷹・鶴（はいたか）などの鷹を放って野禽・小獣を捕えさせる狩猟。古く朝鮮から伝来して公武とともに行われ、冬の行事とした。明治維新後は宮内省式部職が所管して保存、第二次世界大戦後衰退。

9 御鷹方御組屋敷

幕府の鷹方役人（鷹場関係の職務に携わる江戸城勤番武士）の居住地と考えられている。

- 10 解説板
よくわかるように物事を分析して説明した内容を掲載した板。
- 11 幹周
樹木の幹の周囲の長さのこと。通常、根本から 1.2m の高さにおける幹周りを測定する。幹が 2 つ以上あるものは、それぞれの幹周りの総和の 7 割とする。
- 12 緑のこみちの会
雑司ヶ谷霊園の生垣を守り育てるための住民組織。生垣の管理、道路の清掃や花の植え付けなどを行っている。
- 13 雑司ヶ谷霊園使用者アンケート
東京都が、雑司ヶ谷霊園使用者の意向を把握するため、令和元年度雑司ヶ谷霊園再生基本計画策定委託において、利用頻度、交通手段、不満点、承継の状況、返還や移転の意向等について墓所使用者 8,084 名を対象として実施した 19 問からなるアンケート調査。令和元（2019）年 11 月に送付し、令和 2（2020）年 11 月末時点で 5,307 名から回答があり、アンケート回収率は約 65.64%であった。
- 14 集合墓地
一般的な平面墓地ではなく、合葬埋蔵施設や立体埋蔵施設、樹林・樹木型合葬埋蔵施設のように立体化、集約化等により、広く共同で使用する形態の墓地の総称。
- 15 合葬埋蔵施設
東京都では平成 9（1997）年 3 月の東京都霊園管理問題等検討委員会答申で提言され、平成 10（1998）年度から導入された。現在、小平霊園、多磨霊園及び八柱霊園にある。遺骨は、使用許可後 20 年間は骨壺の状態で保管し、その後、骨壺から出して共同埋蔵する。生前申込や直接共同埋蔵も可能。集合墓地の一つの形態。
- 16 立体埋蔵施設
霊園再生事業に伴い、平成 16（2004）年度に初めて設置した新しい形式の墓地。現在、青山霊園及び谷中霊園にある。墓所を立体的に集合させた形態であり、使用区画が明確で、遺骨と向かい合ってお参りができる。一般墓地と同様に承継が必要であるが、無縁墓地となることを防ぐため、使用許可後 20 年を経過した時点で、地下のスペースに共同埋蔵する。集合墓地の一つの形態。
- 17 樹林型合葬埋蔵施設
他の遺骨と共同埋蔵する施設。生前に申込みこともできる。
樹林の下に設置された共同埋蔵施設（カロート）に、遺骨を 1 体ずつ納骨袋に入れた状態で、直接、土に触れるかたちで共同埋蔵する。

- 18 樹木型合葬埋蔵施設
他の遺骨と共同埋蔵する施設。
樹木の周辺に、遺骨を納骨袋に入れた状態で、直接、土に触れるかたちで「個別」に1体ずつ埋蔵する。
- 19 承継
都立霊園の使用許可を受けた者が死亡した場合などに、その墓の祭祀主宰者が引き続き霊園を使用する許可を受ける行為のこと。都立霊園条例第19条の定めによる。
- 20 行政財産
地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することに決定した財産。公用財産とは、地方公共団体が事務や事業を執行するために、直接使用することを目的とした公有財産。公共用財産とは、不特定多数の住民の利用に供することを目的とした公有財産。
- 21 サイン
看板。本中間のまとめにおいては、案内板、解説板、制札板の総称として使用。
- 22 案内板
その場所を知らない人などを導くための情報を掲載した板。
- 23 制札板
ある行為を禁止する法令等の箇条を掲載した板。
- 24 ICT (information and communication technology)
情報通信技術。
- 25 二次元コード
二次元の図形パターンで情報を記録した符号。縦横の2方向を使い、バーコードより小さな領域に多くの情報を収める。
- 26 SNS (social networking service)
インターネット上の会員制サービス的一种。友人・知人のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。

○ 資料出典一覧

番号	タイトル	出典
図表 1	雑司ヶ谷霊園位置図	国土地理院ウェブサイト 「2019年5月撮影空中写真」より作成
図表 2	雑司ヶ谷霊園平面図	東京都建設局 「平成30年度雑司ヶ谷霊園再生基礎調査報告書」より作成
図表 3	特定都市再生緊急整備地域と 雑司ヶ谷景観形成特別地区の範囲	国土地理院ウェブサイト 「2019年5月撮影空中写真」より作成
図表 4	武蔵豊島郡雑司ヶ谷村絵図	豊島区立郷土資料館 「柳下家文書, 武蔵国豊島郡雑司ヶ谷村 (読みおこし図参考図)」(明和9(1772)年)より作成
図表 5	著名人墓所一覧及び位置図	公益財団法人東京都公園協会 「東京都雑司ヶ谷霊園案内図」より作成
図表 6	雑司ヶ谷霊園 歴史資源位置図	雑司ヶ谷案内処 「雑司ヶ谷回遊マップ」(2019年)より作成
図表 7	町丁目別緑被率	豊島区
図表 8	豊島区みどりの基本計画における 雑司ヶ谷霊園の位置づけ	「豊島区みどりの基本計画」 (平成28(2016)年3月)より作成
図表 9	周辺の公園・緑地の状況	国土地理院ウェブサイト 「2019年5月撮影空中写真」より作成
図表 10	豊島区避難場所等指定図	豊島区ホームページより作成
図表 11	雑司ヶ谷霊園樹木分布図	東京都建設局資料より作成
図表 12	周辺道路・公共交通機関状況図	東京都建設局 「平成30年度雑司ヶ谷霊園再生基礎調査報告書」より作成
図表 13	霊園への交通手段	東京都建設局「雑司ヶ谷霊園使用者アンケート」
図表 14	霊園施設に関する不満な点	(令和元(2019)年)より作成
図表 15	雑司ヶ谷霊園施設現況図	東京都建設局資料より作成
図表 16	墓所返還に関する意向	東京都建設局「雑司ヶ谷霊園使用者アンケート」
図表 17	集合墓地の形式について	(令和元(2019)年)より作成
図表 18	集合墓地のタイプとイメージ	東京都建設局資料より作成
図表 19	再生概念図	
図表 20	墓所移転に関する意向	
図表 21	原状回復義務免除制度について	東京都建設局「雑司ヶ谷霊園使用者アンケート」
図表 22	合葬式墓地へご遺骨を改葬する制度について	(令和元(2019)年)より作成

[写真] 東京都建設局撮影

○ 名簿

(令和3年3月25日現在)

(1) 東京都公園審議会委員

区分	氏名	役職等
会長	高梨 雅明	一般社団法人 日本公園緑地協会副会長
副会長	下村 彰男	國學院大學研究開発推進機構教授
委員	金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部教授
委員	黒田 乃生	筑波大学芸術系教授
委員	斎藤 馨	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
委員	斉藤 庸平	兵庫県立大学名誉教授
委員	坂井 文	東京都市大学都市生活学部教授
委員	服部津貴子	東京商工会議所議員
委員	林 博通	株式会社 H. I. P. 代表取締役社長
委員	羽山 伸一	日本獣医生命科学大学獣医学部教授
委員	八塩 圭子	東洋学園大学現代経営学部准教授
委員	大崎 俊行	都民委員
委員	亀田 彩子	都民委員
委員	西沢けいた	東京都議会 環境・建設委員会 委員長
委員	井上 浩	財務省関東財務局東京財務事務所長
委員	五十嵐康之	国土交通省都市局公園緑地・景観課長

(審議中に退任した委員)

氏名	在任中の役職等	在任期間
古澤 達也	国土交通省都市局公園緑地・景観課長	平成30年7月31日から 令和2年7月21日まで
細谷しょうこ	東京都議会 環境・建設委員会 委員長	令和元年9月19日から 令和2年10月8日まで
佐野 いくお	東京都議会 環境・建設委員会 委員長	令和2年10月8日から 令和3年2月25日まで

(2) 霊園専門部会委員

区分	氏名	役職等
部会長	金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部教授
委員	井上 治代	東洋大学東洋学研究所客員研究員
委員	黒田 乃生	筑波大学芸術系教授
委員	土居 浩	ものづくり大学技能工芸学部教授
委員	村上 恵一	公益社団法人 全日本墓園協会専務理事

○ これまでの審議日程

令和2年度第1回 東京都公園審議会	令和2年6月30日
令和2年度第1回 壺園専門部会	令和2年7月31日
令和2年度第2回 東京都公園審議会	令和2年9月8日
令和2年度第2回 壺園専門部会	令和2年10月28日
令和2年度第3回 東京都公園審議会	令和2年11月30日
令和2年度第3回 壺園専門部会	令和3年1月28日
令和2年度第5回 東京都公園審議会	令和3年3月25日